



錦秋間近の三和荘

9月15日撮影・三和町)

**くらし
と
自治
京都**

大

(社) 京都自治体問題研究所
TEL・FAX (075) 241-0781
メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
発行人 土居靖範

2005年10月号のおもな内容

- ・写真 天田郡三和町 三和荘周辺……1
- ・京都の指定管理者制度の動向……2
- ・アスベスト労災 京都のとりくみ……4
- ・全国のホット情報 ③ 団塊の世代…6
- ・がんばるNPO ② 三和荘……7
- ・子ども主人公の学校づくり……9
- ・自治体別指定管理者動向一覧……10～12

(「住民と自治」10月号 付録)

(特集・一覧表付き)

京都における指定管理者制度の動向

森 幹夫 (京都自治労連書記次長)

京都自治労連指定管理者制度対策委員会が把握している、府内各自治体における指定管理者制度の動向は別紙「一覧表」のとおりです。

まだ、十分に把握できていませんが、新規施設での導入からはじまり、現在管理委託している施設の多い自治体では、9月議会で条例化、管理者の公募、12月までには指定管理者の決定、06年4月から指定管理者による管理開始、という移行予定になっています。また、京都では直営施設での大きな動きは大江病院ぐらいにとどまっています。

《現段階における各自治体の特徴的な動向》

①京都府

04年12月議会で「京都府の施設の管理に関する条例」を制定し、指定管理者制度について規定していますが、条例は「公の施設」だけにとどまらず、京都府の全ての施設が指定管理者制度と同様の方法を用いて管理できるという全国的にも極めて異例と言えるものになっています。府は普通財産(京都テルサなど20ヶ所)についても規定する必要があるため、と説明しています。現在管理委託されている施設は6月議会で指定管理者制度に移行する一括した条例が提案され可決されています。経過措置期間がすぎれば指定管理者制度に移行しなければならないとしても、本来、性格の違う個々の施設の運営に対して指定管理者制度で良いのかどうか各々判断されるべきですが、一括して議決するのは荒っぽいといわなければなりません。

社会福祉施設は全て「京都社会福祉事業団」に現在管理委託されていますが、全国的にもこれだけ多くの委託を受けているところは少なく今後が注目されています。

②京都市

京都市は300を超える委託施設があり、府内自治体では対応もはやく、新規施設での導入にはじまり、保育所・児童館から現在は現管理委託施設の06年4月からの移行をめざし、公募がこの8月から一斉に始まりだしています。京都市のホームページには「指定管理者の募集、選定情報について」というコーナーがあり、コンサートホールやアクアリーナ(西京極プール)などの大規模施設を含めた文化施設やスポーツ施設そして福祉施設が募集中や選定作業中になっています。これらの募集要項によると、コンサートホールやアクアリーナでは、グループ応募や水泳教室・物販事業・イベントなど

の自主事業が可能であることが明記されており、利益を求める民間企業が参入しやすくしているのではないかとおもわれます。また、コンサートホールの募集要項には、現在の委託先である、京都音楽文化芸術財団との事務引継ぎについてわざわざ記載されており、すでに委託先を変更することが決まっているようにおもわれます。一方、現委託先の職員の身分についてはどの要綱にも何ら触れられていません。

③長岡京市

JR長岡京駅西口再開発に伴う施設の多くは指定管理者制度になっていますが、市民交流フロアなどの指定管理者となった大阪ガス系企業の「プラネットワーク」は、施設管理業務を「大阪ガスビジネスクリエイト」に移したため事実上、指定管理者になった団体と違う団体が業務を行なう事態となりました。これは指定管理者制度の問題点として指摘されていたことですが、企業が利益追求のなかで指定管理者となったときは勝手に違う体制で運営する可能性を示しています。その結果、公的サービスの低下ということも懸念される問題です。長岡京市は指定を取り消し、来年に再募集することになりましたが、早くもこのような事態がおこっています。

④八幡市

「やわた流れ橋交流プラザ」指定管理者を現在公募中ですが、要綱には保証金の項目があり、指定管理者となったものは500万円を支払わなければならないことになっています。全国的にも極めてめずらしいと思われます。

⑤舞鶴市

4月に出された基本方針によると、将来的には直営施設も含めて約250施設ほどでの指定管理者制度の採用を表明しており、直営施設は50施設しか残らないこととなります。また現在は無料の施設の有料化も示唆することなど、民間化を大幅にすすめる方針になっています。当面は現委託施設の来年4月移行のための条例が9月議会に提案の予定です。

⑥大江町・精華町

両町とも病院の指定管理者への移行です。

大江町はすでにこの4月から指定管理者制度で業務が行なわれています。移行にあたって、京都自治労連大江町職のたたかいで、再雇用を確保するとともに、労働条件の切り下げもできるだけ少なくしています。しかし、今後新福知山市の財政的援助がなくなれば、地域医療が守られる体制がとられるのかどうか懸念されます。

精華町病院は廃止・民間譲渡方針が出されていますが、当面は指定管理者制度での民間委託方針です。この9月議会には条例提案が行なわれ、10月に公募が行なわれる予定と言われています。そうすれば、大江病院と同様の問題が発生することになります。

《今後の予想されるうごきとどう取り組むのか》

経過措置期間の終了が迫ってきており、各自治体での公募が9月から一斉に始まりだしています。京都市や八幡市のように何故このような項目が入っているのか読んだだけでは理解できないものもあります。各自治体の公募要綱の決定状況などを早急に確認し、公共性や住民サービスの低下・負担増が生じないのかなどの問題について検討することが重要です。

また、現在の厳しい人件費削減攻撃のもと、雇用問題や労働条件の低下が起こる危険性は大変強いと言えます。また、指定管理者が決定されれば、自治体と管理者の間での協定書が結ばれることになり、協定書の内容が指定管理者の業務内容を規定することになってきます。こうした点でも内容の点検を行なうことも重要です。そして、公共施設の性格を歪めさせないためにも必要に応じて自治体交渉などの取り組みをすすめる必要がでてきています。

アスベスト労災 京都におけるとりくみと課題

糸瀬 美保（京都第一法律事務所 弁護士）

1 アスベストとは

アスベスト（石綿）は、天然の繊維状の鉱物で、糸に紡いで、織ることができ（紡織性）、熱に強く燃えにくい（耐熱性）、曲げや引っ張り、摩擦に強い（耐久性、耐摩擦性）、酸やアルカリなどの薬品に強く、腐食しない（耐薬性）、熱や電気を通しにくい（電気絶縁性）といった優れた特性を持っています。

そのため、建設や造船、自動車、陸・海運輸、産業工作機械など多くの業種で多種多様に使用され、最盛期には3000種類以上の用途（ベビーパウダーや防塵マスク、煙草のフィルターなど今では考えられないような物にまで！）がありました。その約8～9割は、石綿スレート、石綿管、パルプセメント板などの建材製品に加工されるなどして建築物材料として利用されています。建設業にかかわる労働者がアスベストに晒される機会が多く、被害を被るのはそのためです。

日本は世界有数のアスベスト使用大国で、1974年のピーク時には35万トンを入力消費していました。1980年代までは20万トンから30万トンの間で推移し、減少傾向を示すのは90年代以降のことです。

2 アスベストによる健康被害

アスベストを吸うことによって発症する病気としては、悪性中皮腫、肺ガン、アスベスト肺、胸膜肥厚斑、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚があり、初めてアスベストを吸ってから平均数十年の潜伏期間があること（「静かな時限爆弾」）、現状では極めて治りにくいことが特徴です。

これらの疾病については、認定基準を満たせば、労災保険の給付を受けることができます。

3 京都における取り組み

アスベスト被害は、この間、マスコミで大きく取り上げられ社会問題化しています。製品製造や建設工事などに従事した労働者だけではなく、その家族や、工場、解体現場周辺の住民にも二次被曝の危険性があることが明らかになるにつれ、京都府内で働く人々やその家族にも大きな不安が広がっています。

そこで、2005年7月25日、働くもののいのちと健康を守る京都センター（いの健センター）、京都職業労災病対策連絡会（職対連）は、厚生労働大臣と京都労働局長に宛てて、「石綿による健康被害の増大を防ぎ、被災者の救済を求める」緊急要請を行いました。また、職対連では、8月7日、「アスベスト110番」を開設し、電話相談を行いました。

そして、9月10日には、職対連、いの健センター、自由法曹団京都支部、京都民医連、京都中・右京健康友の会で構成する実行委員会の主催で、「アスベストの被害を考える市民シンポジウム」が開催されました。ここでは、研究者や医師、労働局からアスベスト被害、労災認定に関する講演や報告がなされ、建築労働の現場からは、全京都建築労働組合が1985年からアスベスト対策活動を進めてきたことが報告されました。

4 今後の課題

日本におけるアスベストに対する企業の安全対策や行政による規制は大幅に遅れてきました。すなわち、ヨーロッパでは、アスベストによる健康被害が古くから知られ、1980年代にはアスベストの使用を急激に減少させてきました。1986年、ILO（世界労働機関）は、アスベストの中でも最も毒性の強い青石綿の使用を禁止し、全ての種類のアスベスト吹きつけの禁止、労働者の健康状態の把握などの措置を求めた条約（162号）を採択しましたが、日本は、19年目の今年になってこの条約を批准することにしました。

また、1990年代から欧米で次々とアスベストが全面禁止される中、日本で青石綿が使用禁止になったのが1995年、1%以上の石綿を含有する製品の製造、使用等が原則禁止となったのが昨年10月、除去時の特別の配慮などを含めた「石綿障害予防規則」が施行されたのが今年7月1日です。

その結果、多くの労働者や国民はアスベストの被害の実態を何も知らされてきませんでした。そして、アスベストによる健康被害の発症まで長期間が経過することにより職歴の証明が困難であることや石綿肺は誤診されることが多いこと、肺ガンの場合、アスベストとの関係に本人も医師も気づいていないことが多いことなどから、中皮腫や肺ガン患者のごく一部しか労災認定を受けておらず、被害の実態は解明されていません。

しかし、過去にアスベストが広く使用され、社会に浸透してしまった経緯からして、今後40年間の悪性中皮腫による死亡者数を10万人と統計予測する研究もあります。今後は、学習・教育・相談・健診・調査活動をすすめ、アスベストに関する知識を共有し、早期に被害者を救済することが必要です。そのためにも、アスベストによる疾病についての労災認定基準の改定や労災申請の時効についての弾力的な運用などを被害の実態に即して進めていく必要があります。

さらにアスベストの用途として最も多い建材を使用した建物の解体が本格化するのはいずれからです。作業従事者や周辺住民に安全な除去方法の徹底を図り、産業廃棄物としてのアスベスト対策をするとともにアスベストの使用を全面的に禁止することを求め、今後の被害の発生、拡大を防ぐための体制、運動を確立し、強化しなければなりません。

全国のホット情報 ③

団塊の世代対策視野に 大阪で5回目の学習交流会

徳畑 勇（大阪自治体問題研究所理事）

今年7月2日、第5回自治体職員・衛都連OB・OG会員学習交流会を開催し、「衛星都市の自立をめざして地域内分権を」をテーマに「自治体をめぐる状況と退職者世代への期待」と題して森裕之先生（立命館大学助教授）に講演をしていただきました。

講演のなかで「衛星都市では、住民参加が容易ではないが『自立都市』めざして住民パワーを発揮するためには、大胆に地域内（都市内）分権をすすめることが求められる。このカギを握っているのが定年退職した労働者が地域でどれだけ役割を果たせるかにかかっている」「なかでも自治体行政に精通する自治体労働者のOB・OGが、自分の住む地域で持っている役割は大きい。これから定年を迎える大量の団塊の世代が、どのように地域社会に貢献するかは重要である」「自治体職員OB・OGが中心となって地域で『コミュニティ・シンクタンク』の輪を広げる運動への参加を大いに期待している」と強調されました。

大阪研究所では、5年前から退職すると研究所の会員もやめる自治体職員をどうしたらいいかとの議論のなかで、この学習交流会がもたれるようになりました。

この間、5回の学習交流会を重ね、毎回30人前後の参加者で学習と交流を深めてきました。退職してから地域で活躍している仲間の話に刺激を受け、学んで自分もがんばるエネルギーをもらったとの声も多く、こんごも継続していく励みにもなっています。

これまでの経験報告では、福祉施設での活動、市民NPOでの経験、地域革新懇の活動、地域での年金者組合活動、地域でギャラリーを拠点とした文化活動、合併反対の取り組みで中間管理職を対象にした活動、市商工会議所専務理事として中小企業を守る仕事に携わったOB、千里ニュータウンの再開発で住民本位の街づくりに自治会長としての活動、阪南労働行政協議会で行政担当者として先進的労働行政をめざした経験、保守市長のもとで幹部として仕事をしてきた悩みと努力など、改めてそれぞれが多様な分野で役割を發揮していること、そしておたがいにそうした活動を共有できる場があることの大切さも確認しあっています。

この取り組みは、特に団塊の世代の対策を意識していたわけではありませんが、今後の地方自治の発展にとって大きなカギを握るものになると考えています。これまで、現役時代は自治体労働組合運動でやってきた活動がいわゆる縦型中心の活動でした。退職して地域で生活するようになって、やっと地域が見えてきた感じがしています。

団塊の世代をどのような受け皿で、どのような組織が迎えられるか。多様な受け皿が求められるし、それぞれにふさわしい能力と力量をもつ元気な高齢者（自治体労働者OB・OG）が役割を發揮することが重要だと思います。

また、ことしの大阪研究所の定期総会の記念講演では「地域コミュニティの再生―団塊の世代の果たす役割―」と題して、中田実先生（愛知江南短期大学学長）のお話をききました。改めてわたしたちの取り組みの意義について位置づけをしていただいたと思います。学びつつ、楽しく、豊かに地域で活動できることをめざして引き続きがんばります。

がんばるNPO 紹介②

京都のど真ん中・三和の良さ 満喫しに来てくださ〜い

河内 一郎（NPO法人丹波・みわ専務理事、三和荘総支配人）

宿泊者、4ヵ月で3、444名に

NPO法人丹波・みわが管理・運営する公共施設「三和荘」は4月23日オープン以来 4ヵ月を経過しました。8月末現在、宿泊者3,444名、宴会会食9,208名、レストラン利用者12,962名、日帰り入浴者12,234名でした。現在のところ当初計画を約50%上まわる成績となっています。

合併に先がけNPO法人を立ち上げ

平成15年8月、三和町は「センター三和荘整備計画」の一環としてNPO法人立ち上げの発起人会を開催しました。参加者は町関係者を始め「基本計画」や「町史」編纂関係者、各種団体代表者、三和町出身者などで構成され、わたしもその一員として参加したのが始まりでした。その後は役場の一角に事務所を設置し法人設立に向けての準備が始まりました。NPO法人に対する理解がほとんどない地域住民を対象に少しでも理解を深めていただくため中学校音楽祭共同開催、大原神社狂言鑑賞会、小豆のもぎとり体験、写真コンテストなどの行事等あわせて機関紙「NPO丹波・みわ」月1回の全戸配布をおこなってきました。

定款作成にあたっては合併後の三和町のまちづくりを意識し「三和荘」を拠点として50年にわたって培ってきた三和の良さを継承発展させるためにNPO法人の目的を可能な限り広くおきNPO法で定める16の事業から災害救助、職業能力の開発、消費者保護、地域の安全活動を除く12の事業を盛り込むことになりました。

平成16年6月8日、京都府が認証、6月11日登記を完了しました。同時に地方自治法の一部改正で指定管理者制度が導入され「三和町指定管理者に関する条例」づくりにも参画してきました。

公共宿泊施設で京都で初のNPO指定管理者

現在の利用者の内訳は、宴会会食は町内が30%、日帰り入浴は町内20%に見られるように町外利用者が多数で、兵庫県丹波市、府内では綾部、福知山地方の利用者が多数を占めています。利用のきっかけは新聞広告、口伝え、リピーターの順番で最近になってインターネットも増えてきています。

利用者が増えたのは新しいこと、物珍しさもありますが、最大の要因は片道1時間以内は5名からの送迎体制が大きく貢献しています。町内住民の様子見を克服し、次年度以降利用者確保の体制整備が求められています。

三和の生き残りをかけて

来年1月の合併を前に「いまだに町の姿が見えない」不安が募っています。NPOに対しては「三和荘」の管理運営のみならず、総合的なまちづくりや、三和の交通（バス）や移送など福祉全般にわたる要望も寄せられています。

現在、NPO会員、賛助会員は240名、常勤職員は3名です。新たな活動、事業拡大に直面しNPOの体制強化と人材確保が急務となっています。

現在検討中の課題は役員体制では日常的に活動参加でき、リーダーとなれる理事の選出と経営戦略が立てられる若いスタッフの確保です、組織体制としては推進チーム（三和荘、広報宣伝、文化・教育、スポーツ・健康、産業振興、交流促進など）を確立することです。これらの課題を合併までに整備し新福知山市で活躍できたらと思っています。

シリーズ 子ども主人公の学校づくり ②

「指導力」とは、教師に従順な生徒に仕立てること？

大平 勲（前京都総評議長）

一回目の組合専従（3年間）を経て76年より田辺中学校に赴任。当時は生徒急増期のピークにあり、一学年12～13クラス、全校で1400人を超える超マンモス校でした。中学生の問題行動の前兆期にもあり、この学校ではいかに教師の指導〔指示〕に生徒を忠実に従わせるかが教職員の「指導力」のものさしとなっていました。

毎週月曜日のグランドでの「全校朝礼」で、学校長の出番の前に1400余人を一刻も早く整列させ整然とした無言状態にさせるかが試されました。ベテランと称された教師は手こずったときなど、見せしめとして一人を壇上に引きずり出し、胸ぐらをつかむといった光景も珍しくありませんでした。

体罰も日常茶飯事でしたが、同和地区出身生徒だけは腫れ物扱いで、どの教師もだれがその該当生徒であるかを知ることが求められました。

分会は100%の組織率で74年の全日ストも全員参加。教頭はすでに法制化されていたものの分会役員を経て選出されていたし、会議も4時半には必ず終わり組合に「権威」がありましたが、私には常に違和感がありました。

当時、日教組で論争のあった「機械的労働者論」を地で行く分会で、私が支部書記長の「経歴」をもってしても分会長にはなれませんでした。

従って、子どもの立場に立った教育実践は同僚間でほとんど認知されません。私が「学級通信」を出すと「学年の和を乱す」として牽制され、72年に京教組が出した画期的な「学力方針」に基づく「到達度評価実践」での数学授業プランも「ひとりよがり」な実践として足許から攻撃されました。「良き教師は良き組合員」という合い言葉があったものの教育実践は子ども不在、教育条理なしの古い体質の学校づくりでしかありませんでした。しかし、若い教職員が多数になり、外のサークルなどで到達度実践や生活指導を貪欲に学び、学校を変革するエネルギーにあふれていました。

田辺中での学校づくりが4年目で少し見えだしたとき、私に京教組教文担当役員（専従）の要請がありました。

断る理由もありませんでしたが、困ったことは地元の宇治田原で地域消防団の役員をしており、後一年の任期を残していたこと。多くの周りの人は「そんなん何とでもなる」と言いましたが、当時の湯浅晃副委員長は「それは大事なことです」と理解され、一年後を見通し5年目は同和加配担当になりました。

指定管理者制度 京都府内の状況

2005年7月26日現在

自治体名	基本方針	施設ごとの動き	自治労連自治体 キャラバンの報告 から
京都府	<p>04年12月議会で「京都府の施設の管理等に関する条例」を制定。「公の施設」への指定管理者制度の導入に留まらず、「府の全ての施設」への指定管理者制度と同様の方法をおもっている全国的にも極めて異例な条例となっている。</p> <p>* 個別施設は06年4月～9月に移行予定。 現在管理委託されている施設を指定管理者制度にする条例改正案が6月議会に提出され可決された。(各施設の個別条例を一括して改正する条例。現行の使用料を上限として「利用料金」について規定しているところなどが特徴)</p> <p>* '04年3月基本条例制定。 * '04年8月「京都府の施設の指定管理者制度運用基本指針」の策定。 * 「補充性の原理に基づき市民と行政の役割分担を基本理念としており、民間活力の導入を積極的に推進しており、指定管理者制度も本市の民間活力導入の考え方が変わったもの」</p> <p>* 18年4月からの指定管理者制度への移行を目指して、現在管理委託されている公共施設について、8～9月に公募締切り、9～10月指定候補者の選定、市議会の議決から18年4月から指定管理開始の予定で進んでいる。</p> <p>* 指定期間は3年から5年になっている。福祉施設や医療施設の応募者には社会福祉法人などと限定しているが、文化施設やスポーツ施設などでは市内での同種の事業などの限定になっているか限定がない。</p> <p>* コンサートホールやアクアリーナでは、指定管理者による自主事業については、規約にはあるが行えることが事業要項に記載されている。</p>	<p>福祉施設などの動き</p> <p>●「総合社会福祉会館」「泊南草堂」「田中子寛「視力障害者福祉センター」「心身障害者福祉センター」「桃山学園」「子ども発達支援センター」は現在京都府社会福祉事業団に管理委託されている。府職員は、引き続き指定管理者に選定されるように取り組んでいる。</p> <p>●図書館は直営で現在動きなし。</p>	<p>その他の施設のごき</p> <p>●「ゼミナールハウス」「陶板名画の庭」「文化芸術会館」「府民ホール」「堂本印象美術館」「青少年海洋センター」「宮津ヨットハーバー」「城南・山城・口丹・中丹・舞鶴・丹後の各勤労者福祉会館」「府民の森」「伏見港公園」「山城緑台運動公園」「関西文化学術都市記念公園」「丹波自然運動公園」「洛西浄化センター公園」「府民スポーツ広場」「南山城少年自然の家」及び「少年自然の家」の指定管理者制度への移行案例が6月議会で制定される。</p>
京都市	<p>* 京都市本能寺特別養護老人ホームを公費で指定し、社会福祉法人京都福祉サービス協会に指定管理者に、</p> <p>* 17年8月から現管理委託施設の管理者の公募及び選定が始まっている。(老人デイサービスセンター・京都市母子福祉センター「米岡荘」・京都市老人福祉センター・障害保健福祉施設、京都市知的障害者学習ホームひかり学園など)</p> <p>●「京都御池中学校」複合施設(PFIで建設中)内の「京都市御池保育所」の指定管理者に5法人が公募に応じ、「社会福祉法人西京福祉会」指定候補者に5法人が学園など)</p> <p>●現業館、学童保育85館中法人委託の31館は平成17年4月から指定管理者制度にすることで公募。嵯峨野児童館のみ、従前と運営団体(児童園)が指定管理者に、あとはこれまでの団体が指定管理者に、その他の児童館は17年8月に公募を開始し、候補者を選定中、18年4月から管理開始予定。</p> <p>●公設民営保育所36園について譲渡を受けるが、指定管理者制度がの進捗を追ったが、3園は譲渡。【最高負担額1350万円(中京)最低48万円(西京)】一乗寺保育所と久世西保育所は公園で譲渡できず、桂坂保育所と松ノ木保育所は譲渡をうけず、指定管理者制度となり、公募にかけられ9月には指定管理候補者決定、市議会の議決のあと、18年4月から管理開始予定。</p>	<p>●「京都市母子医療相談センター」子ども事故防止センター」を公募を行わずに日本赤十字社(京都第二赤十字病院)が指定管理者に。</p> <p>●急病診療所3施設を一括して公募、9月に候補者決定、11月議会、18年4月から管理開始。</p> <p>●石田駅前駐車場(新規施設)は2団体が公募に応じ、財団法人京都市駐車場公社が指定管理者に、本斎駐車場は公募せず、京都市駐車場公社を指定管理者に指定。</p> <p>●コンサートホール、京都会館、円山公園音楽堂、などの文化施設の公募を開始、西京極ホール(アクアリーナ)などのスポーツ施設などの公募も開始、9月中旬に候補者選定11月議会を経て、18年4月管理開始予定。コンサートホールやアクアリーナの事業要項には指定管理者による自主事業も規定されており、普利事業へ道を開くものと考えられる。また、コンサートホールの事業要項には「指定後速やかに現在の委託先である財団法人京都音楽芸術文化振興財団との業務引継ぎに入っている。現委託先は指定管理者にはならないことが決まっているのか?」</p>	

自治体名	基本方針	福祉施設などの動き	施設ごとの動き	自治体から	自治体から
長岡京市	<p>●04年6月基本条例制定 * 当面、新規施設に導入し、今後、各公営施設に指定管理制度を取り入れていく方向。</p>	<p>● 養育費を06年4月頃から民間委託する方針だったが、市議会議員選挙の関係がまた表立った動きが出ていない。</p> <p>● 民間委託の選択肢のみとして指定管理者制度が上げられている。</p>	<p>● 平成17年4月議会での長岡京市立総合交流センター(旧市民交流フロア)の市民活動センター③、オーブンラウンジ④、観光情報センター⑤、総合生活支援センター⑥、中央生涯学習センターを指定管理業者制度として公募、①②③は同一管理者 ● 平成17年4月開議予定の長岡京市営長岡京駅西駐車場を指定管理者として公募。</p> <p>● ①②は施設管理運営会社「フラインク」(大阪市・大阪ガス系企業)に③は長岡京市市民活動センター④は乙訓障害者事業協会⑤は市観光協会⑥は市社会福祉協議会に市営駐車場は長岡京都市開発(三セウ)が指定管理業者に決定し、指定管理者により業務が開始されたが、「市民交流フロア」と中央生涯学習センターの指定管理者となった「フラインク」は施設管理業務を勝手に大阪ガスビジネスクリエイトにうつしたため長岡京市は06年3月末での指定取り消し、18年4月からの再募集を決めた。</p>	<p>自治体運営自治体キヤラバンの報告から</p> <p>既存施設は9～10月に結論を出す予定だが、これまでも速う団体を指定するのは政治的に難しいのではないかと。</p>	自治体運営自治体キヤラバンの報告から
向日市	基本条例は9月議会に提出予定。	基本方針、全体の動向		体育館など健康増進施設があるが、06年9月キリギリまでかかるらしい。	
京丹後市	05年5月基本条例制定。9月個別の設置条例の改正が提案、公募開始。11月議会指定管理者の指定提案、18年4月に移行。				
舞鶴市	<p>●03年10月「フラインク」制定。 ●03年12月基本条例制定。 ●05年4月基本方針を策定し、直営で継続させるものに移行するものも決定。既委託施設は06年9月に既存条例の改正、12月議会指定管理者の指定手続き18年4月移行の予定。将来も含め直営として残す施設は①業務内容が質的、重的に軽減②法的拘束力が強い③戸籍等の個人情報を取り扱うものとし、わずかの施設しかない。期限内に移行する既委託施設は船工観光センター、市営駐車場など81施設。将来に移行する施設は、保健センターや公営住宅、水道事業施設まで含み、170施設もある。原則として利用料金制にするものも、現在無料の施設は有料化について再検討するとしている。選定は庁内に設置する選定委員会。</p>				
宮津市	05年5月の市議会全員協議会において、指針案が示され、9月議会に一部条例改正が提案され、引き続き12月議会にも提案される模様。06年4月実施する動き。現在管理委託しているもの4施設・直営87施設になっている。①公募による指定管理制への移行②公募による指定管理制への移行③直営委託への移行④完全直営の4つの管理区分で管理方法を見直す。また、普通財産へ移行し、譲渡または買付も検討することに。指定期間は原則3～5年。選定委員会は庁内組織。				
福知山市	04年3月基本条例制定。				
綾部市	基本条例は、6月議会で制定。個別条例の改正案37件を9月議会に提案。対象は「市ふれあいセンター」、市立病院、など65施設。				

新規施設(福祉施設)2ヶ所は指定管理で公募したが、いずれも福祉法人が1ヶ所だけ。「治水記念館」(新規施設)も指定管理で。既存施設は80ヶ所あり、9月までに方向性を出す予定。直営施設は予定していない。

施設は約190ヶ所。現在の委託は全て部分委託。3月中に方向を出し、夏までに調整。「民でできること」は民での考え方は正しいがここまではペイできない可能性が高い。税金投入は必要。施設を固めて受け入れられればよいが、しかし受け手はむづかしい。

